

北海道公報

規 則 目 次

ページ

発行 北海道 (総務部法制文書課)
電話 011-231-4111 (内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

○北海道情報公開条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (法制文書課) 四二

○北海道職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則 (人材育成課) 四二

○北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則 (水産経営課) 四二

告 示

○一般競争入札の実施 (国民健康保険課) 四二

○生活保護法による医療機関の指定 (保護課) 四二

○生活保護法による施設機関の指定 (保護課) 四二

○生活保護法による指定医療機関等の変更(廃止)の届出 (保護課) 四四

○大規模小売店舗立地法第五条第一項(新設)の届出 (地域産業課) 四五

○土地改良区の役員就任の届出 (土地改良指導課) 四六

○土地改良区の変更に係る認可 (土地改良指導課) 四六

○道営土地改良事業変更計画の決定 (土地改良指導課) 四六

○土地改良事業の施行の認可申請の適否の決定 (土地改良指導課) 四六

○土地改良事業の施行の同意 (土地改良指導課) 四六

○土地改良事業の完了の届出 (土地改良指導課) 四六

○道営土地改良事業の完了 (土地改良指導課) 四六

○漁船保険付保義務の発生のための同意の認定 (水産経営課) 四七

○知事権限に係る保安林の指定の予定 (治山課) 四七

○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定 (治山課) 四七

○知事権限に係る保安林の指定の解除 (治山課) 四七

○公共測量の実施の通知(三件) (建設部総務課) 四七

○公共測量の終了の通知 (建設部総務課) 四八

○道路の区域の変更(三件) (道路整備課) 四八

○宅地建物取引業法による聴聞の実施 (建築指導課) 五〇

公 表

○知事表彰の受賞者 (人事課) 五〇

公 告

五〇

○北海道地域総合整備資金貸付要綱の一部改正 (地域振興室) 五〇
○公募型プロポーザルの実施 (産業振興課) 五一
○定置漁業の免許 (漁業管理課) 五一

支庁告示

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了(二件) 五一

○特定調達契約(物品の購入)に係る入札の公告 五二

道選挙管理委員会告示

○選挙人名簿に登録されている者の総数の五十分の一及び三分の一の数 五四

○政治団体の設立の届出(平成十三年七月分) 五五

○政治団体の届出事項の異動届出(平成十三年七月分) 五六

○政治団体の解散の届出(平成十三年七月分) 五七

○資金管理団体の指定の届出(平成十三年七月分) 五七

○資金管理団体の届出事項の異動届出(平成十三年七月分) 五八

公布された規則のあらまし

北海道情報公開条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(規則第十九号)

趣旨及び内容

北海道情報公開条例の一部を改正する条例(平成十三年北海道条例第十二号)附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成十三年十月一日とすることとした。

北海道職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則(規則第百号)

趣旨及び内容

特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の廃止等に伴い、規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

施行期日

この規則は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則(規則第百一号)

趣旨

漁業近代化資金の利子補給率を改定することとするため、この規則を制定することとした。

内容

漁業近代化資金の利子補給率のうち、一・一パーセント及び〇・九パーセントのものに〇・一五ポイント引き上げることとした(第二条第二項の表関係)。

施行期日等

平成十三年九月十四日 金曜日

四二

この規則は、公布の日から施行し、平成十三年八月十四日以後の利子補給承認分から適用することとした。

規則

北海道情報公開条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十三年九月十四日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第九十九号

北海道情報公開条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

北海道情報公開条例の一部を改正する条例（平成十三年北海道条例第十二号）附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成十三年十月一日とする。

北海道職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年九月十四日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第百号

北海道職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

北海道職業訓練手当支給規則（昭和四十一年北海道規則第百七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十三条第二号」を「第十八条第二号」に改める。

第三条第一項第二号を次のように改める。

一 削除

第三条第一項第十五号中「特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法（）」を「経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第三十五号）第一条の規定による廃止前の特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法（）」に、「第十四条又は」を「第十四条若しくは特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法施行規則を廃止する等の省令（平成十三年厚生労働省令第百二十九号）第一条の規定による廃止前の」に改め、「特定不況業種離職者求職手帳」の下に「又は雇用対策法施行規則附則第八条若しくは第九条の規定による石炭鉱業離職者求職手帳」を加える。

第八条第二項中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条及び第三条第一項第二号の改正規定は、平成十三年十月一日から施行する。

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年九月十四日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第百一号

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道漁業近代化資金利子補給規則（昭和四十四年北海道規則第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中「年一・一パーセント」を「年一・二五パーセント」に、「年〇・九パーセント」を「年一・〇五パーセント」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則の規定は、平成十三年八月十四日以後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日前に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。

告示

北海道告示第1547号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成13年9月14日

北海道知事 堀 達也

1 入札に付する事項

(1) 委託業務の名称及び数量 国民健康保険事業P Rスナッカー制作・掲出業務一式

(2) 委託業務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 契約の日から平成14年3月29日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

4 平成13年9月1日現在において引き続き2年以上エテッカーの制作及び掲出等の事業を営んでいること。

3 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申請の時期
資格審査の申請は、平成13年9月14日から28日までの間に行わなければならない。

(2) 申請の方法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

申請書類の提出先
郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道保健福祉部国民健康保険課

(3) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道保健福祉部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所
北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道庁赤れんが庁舎2階1号会議室

(2) 入札日時
平成13年10月12日(金) 午前10時

(3) 開札場所
(1)に同じ。

(4) 開札日時
(2)に同じ。

6 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所
北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道保健福祉部国民健康保険課

(2) 交付方法
(1)の場所で交付する。

8 郵便又は電報による入札

認めないものとする。

9 落札者の決定方法

政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、財務規則第151条第1項の規定により定

めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

11 その他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱いは、

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称
北海道保健福祉部国民健康保険課

イ 所在地
郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 25 - 163

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第1548号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成13年9月14日

北海道知事 堀 達也

名称 又は 氏名 所在地 又は 住所 指定年月日

そうま耳鼻咽喉科医院 函館市亀田本町60-17 平成13.5.1

医療法人社団こじまキッズクリニック 亀田港町39番43号 同 13.8.1

医療法人社団かとうメンタルクリニック 同 日吉町1丁目14番1号 同

原田外科医院 函館市本町22番5号 平成13.8.1再開

第1297号

北 興 興 公 報

南 小 樽 病 院	小樽市潮見台1丁目5番3号	平成13. 7. 21
医療法人社団 松田内科クリニック	室蘭市御前水町2丁目7番22号	同 13. 8. 1
医療法人社団邦栄会 本間内科医	北見市寿町5丁目1番10号	同
院		
医療法人社団 はなだ皮膚科クリ	岩見沢市3条西4丁目4	同
ニツク		
医療法人臨生会 吉田耳鼻咽喉科	稚内市大黒4丁目6番31号	同
クリニツク		
はやし耳鼻咽喉科クリニック	富良野市瑞穂町1番1号	同 13. 7. 2
医療法人社団 山本医院	登別市富士町1丁目14番地9	同 13. 8. 1
医療法人 野村内科循環器科	伊達市鹿島町63番地5	同
医療法人社団 三木内科泌尿器科	亀田郡七飯町字大中山253番地6	同
クリニツク		
いわない眼科クリニック	岩内郡岩内町字大浜16番地の18	同
桔梗かとう歯科クリニック診療所	函館市桔梗町372 - 378	同
医療法人社団 前多歯科クリニック	同 千歳町11番2号	同
竹 中 齒 科 医 院	小樽市花園4丁目4番3号	同
ゾラソソ 齒 科 医 院 帯 広	帯広市西8条南29丁目5 - 3	同 13. 7. 1
中央デンタルクリニック	稚内市中央2丁目5番23号 松森ビル2F	同 13. 8. 1
さくら歯科クリニック	美幌市東3条南4丁目79番地	同 13. 8. 29
すな が わ 中 央 齒 科	砂川市西1条南1丁目1 - 1 - 20	同 13. 8. 3
	ハッピープラザはやさか2F	
中 村 齒 科 医 院	岩内郡共和町梨野舞鶴18 - 23	同 13. 8. 15
日 之 出 齒 科 真 狩 診 療 所	虻田郡真狩村字真狩35番地	同 13. 8. 1
高 橋 齒 科 医 院	夕張郡栗山町中央2丁目174番地	同 13. 7. 1
医療法人社団博仁会 榎本歯科医	常呂郡常呂町字常呂326番地	同 13. 8. 1
院		
亀 田 本 町 調 剤 薬 局	函館市亀田本町23番13号	同
ひ ま わ り 薬 局	室蘭市本輪西町3丁目177	同 13. 6. 28
有 限 会 社 こ ひ つ じ 薬 局	帯広市空港南町南10線42番45	同 13. 8. 1
あ お そ ら 薬 局 元 中 野 店	留萌市東雲町2丁目46番1号	同
クローバー薬局 春日店	苫小牧市元中野町3丁目8番11号	同
ノルデン薬局 春日店	千歳市春日町3丁目5番4号	同 13. 6. 29

ノルデン薬局 北千歳店	同 清流5丁目2番1号	同
花 川 薬 局	石狩市花川南3条4丁目219番地	同 13. 8. 1
(有)エフケーードラッグストア	上川郡美瑛町中町2丁目6 - 32	同 13. 7. 1
ア調剤薬局セサミ美瑛店	ホクレンシヨツア美瑛店内	

北海道告示第1549号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術機関を次のとおり指定した。

平成13年9月14日	北海道知事 堀 達 也			
名 称	又 は 氏 名	所 在 地	又 は 住 所	指 定 年 月 日
た き さ わ	整 骨 院	函 館 市 宮 前 町 7 - 11		平 成 13. 8. 20
は り き ゆ う	一 寸 法 師	釧 路 市 鳥 取 北 8 丁 目 5 - 10		同 13. 6. 1
札 幌	マ ッ サ ー ジ	余 市 郡 余 市 町 黒 川 町 3 丁 目 114		同 13. 7. 10
		商 工 会 議 所 ヒ ル 505 号		

北海道告示第1550号

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条第1項の規定により、指定医療機関等から次のとおり届出があった。

平成13年9月14日	北海道知事 堀 達 也			
名 称	又 は 氏 名	所 在 地	又 は 住 所	届 出 の 内 容
松 田 内 科	ク リ ニ ッ ク 医 院	室 蘭 市 御 前 水 町 2 丁 目 7 番 22 号		平 成 13. 7. 31 廃 止
本 間 内 科	ク リ ニ ッ ク 医 院	北 見 市 寿 町 5 丁 目 1 番 10 号		同
そ う ま	耳 鼻 咽 喉 科 医 院	函 館 市 亀 田 本 町 56 - 18		同 13. 4. 30 同
こ じ ま	キ ッ プ ス ク リ ニ ッ ク	同 亀 田 港 町 39 番 43 号		同 13. 7. 31 同
は な だ	皮 膚 科 ク リ ニ ッ ク	岩 見 沢 市 3 条 西 4 丁 目 4		同
三 木	内 科 泌 尿 器 科 ク リ ニ ッ ク	亀 田 郡 七 飯 町 字 大 中 山 253 番 地 6		同

川 南 外 科 医 院	上磯郡上磯町東浜2丁目22番39号	同 13. 8. 20 同
山 本 内 科 医 院	登別市富士町1丁目14番地9	同 13. 7. 31 同
酒 井 内 科 小 児 科 医 院	函館市亀田町6番43号	同 13. 7. 20 同
南 小 樽 病 病 環 器 野 村 内 科 循 環 器 野 多 齒 科 医 院	小樽市潮見台1丁目1番1号 伊達市鹿島町63番地5 函館市千歳町11番2号	同 13. 7. 31 同 同 13. 7. 31 同

かとうメンタルクリニック 医療法人臨生会 眼科クリニック	吉田耳鼻咽 稚内市中央1丁目3番30号	平成13. 7. 31	廃止
宝崎齒科医院	美幌市東2条北2丁目4 - 3	同	同
檀本齒科医院	常呂郡常呂町字常呂326番地	同	同
高橋齒科医院	夕張郡栗山町中央2丁目177	同	同
こひつじ薬局	帯広市空港南町南10線42番45	同	同
ひまわり薬局	室蘭市本輪西町3丁目177	同	同
株式会社和光薬品	石狩市花川南3条4丁目219番地	同	同
ノルデン薬局	北千歳店 千歳市清流5丁目2番1号	同	同
ノルデン薬局	春日店 同 春日町3丁目5番4号	同	同
はりきゆう院	一才法師 阿寒郡鶴居村鶴居東2 - 22 - 2	同	同
種苗管理センター胆振農場後志分場診療所	虻田郡真狩村字美原276番地1	同	同
	(変更前) 虻田郡真狩村字美原276 (変更後) 虻田郡真狩村字美原276番地の1	13. 4. 1	変更 (住所)

北海道告示第1551号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の新設について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成14年1月15日までに北海道上川支庁経済部商工労働観光課に到着するように提出することができる。

平成13年9月14日

北海道知事 堀 達 也

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

100満ポルト旭川本店

旭川市西御料5条1丁目57 - 2、63 - 1、845

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

有限会社百満ポルト旭川

代表取締役 柴田清一郎

旭川市永山3条8丁目2番6号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

は代表者の氏名

有限会社百満ポルト旭川

代表取締役 柴田清一郎

旭川市永山3条8丁目2番6号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成14年5月3日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,180㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

イ 駐輪場の収容台数

ウ 荷さばき施設の面積

エ 廃棄物等の保管施設の容量

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後9時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時から午後9時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2か所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前9時30分から午後3時30分まで

2 届出年月日

平成13年9月3日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課

北海道上川支庁経済部商工労働観光課

旭川市商工部商業課

(2) 縦覧期間

平成13年9月14日（金）から平成14年1月15日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民

の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年

の1月3日まで（ただし、旭川市は12月30日から翌年の1月4日まで）を除く。）

(3) 縦覧時間

呼 び 掛 け

午前9時から午後5時15分まで。ただし、旭川市は午前8時45分から午後5時15分まで

北海道告示第1552号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、栗沢土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があった。

平成13年9月14日

就任年月日	理事・監事の別	氏名	住 住	北海道知事 堀 達 也 所
平成13. 8. 28	理 事	松 本 栄 一	空知郡栗沢町字自協52番地	

北海道告示第1553号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更の認可した。

平成13年9月14日

認可年月日	土地改良区名	北海道知事 堀 達 也
平成13. 9. 4	神竜土地改良区	
同	帯広市土地改良区	

北海道告示第1554号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。その関係書類は、平成13年9月18日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成13年9月14日

北海道知事 堀 達 也

地区名	事業の種類	縦覧場所
成 和	中山間地域総合整備（ほ場整備、暗きよ、農業用排水、農道）	北海道上川支庁
三 箇	土地改良総合整備 [担い手育成型]（農業用排水、区画整理）	同
清 賀	畑地帯総合整備 [担い手育成型]（農業用排水、農道、区画整理、暗きよ、土層改良）	北海道日高支庁
大 狩 部	農免農道整備	同

北海道告示第1555号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の

規定により、北石狩農業協同組合の行う土地改良（牧佐内地区災害復旧（農業用施設））事業の施行の認可の申請を適当と決定した。その関係書類は、北海道石狩支庁に備え置いて、平成13年9月18日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成13年9月14日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1556号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成13年8月29日、旭川市の行う土地改良（小規模土地改良（暗きよ））事業の施行に同意した。

平成13年9月14日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1557号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、津別町の行う土地改良（豊永地区基盤整備促進 [基盤整備]（農道））事業の工事を平成12年11月10日に完了した旨の届出があった。

平成13年9月14日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1558号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成13年9月14日

北海道知事 堀 達 也

地区名	事業の種類	完了年月日
竹 豊	かんがい排水 [明きよ排水]	平成13. 2. 9
中 札	水田農業経営確立排水対策特別（農業用排水）	同 13. 3. 27
同 同	畑地帯総合整備 [緊急整備型]（農業用排水）	同 12. 11. 6
同 同	同	同 12. 10. 5
同 同	農免農道整備	同 12. 7. 14
同 同	ため池等整備 [用排水施設整備]	同 13. 3. 21
同 同	農免農道整備	同 8. 10. 15
同 同	開拓地整備（道路）	同 6. 12. 12

呼 び 掛 け

旭 生	土地改良総合整備 (農業用排水)	平成 8. 7. 31
同 同	(暗きよ) (農道)	同 8. 11. 15
昭 同	一般農道整備 (山村基幹)	同 9. 3. 25
本 安 平	ため池等整備 (小規模用排水施設)	同 8. 11. 29
本 郷 第 2	開拓地整備 (道路)	同 8. 3. 25
田 浦 一 区	農免農道整備	同 8. 12. 9
		同 9. 7. 31

北海道告示第1559号

漁船損害等補償法 (昭和27年法律第28号) 第112条の2第3項の規定により、東戸井加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成13年 9月14日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1560号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成13年 9月14日

北海道知事 堀 達 也

- 保安林子定森林の所在 厚岸郡浜中町丸山散布1丁目85・125・火散布347 (以上3筆場所) について次の図に示す部分に限る。)、348
- 指 定 の 目 的 霧害の防備
- 指 定 施 業 要 件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路支庁経済部林務課及び浜中町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第1561号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指

定を解除する予定である。

平成13年 9月14日

北海道知事 堀 達 也

- 解除予定保安林の所在 十勝郡浦幌町字平和155の4 (次の図に示す部分に限る。) 場所
- 保安林として指定され 風害の防備 した目的
- 解 除 の 理 由 排水路用地とするため (「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び浦幌町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第1562号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成13年 9月14日

北海道知事 堀 達 也

- 解除に係る保安林の所 美幌市字開発原野4697 (次の図に示す部分に限る。) 在場所
- 保安林として指定され 風害の防備 した目的
- 解 除 の 理 由 排水路用地とするため (「次の図」は、省略し、その図面を北海道空知支庁経済部林務課及び美幌市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第1563号

札幌開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成13年 9月14日

北海道知事 堀 達 也

- 作業種類 公共測量 (3級基準点)
- 作業期間 平成13年 9月 4日から11月 2日まで
- 作業地域 芦別市

北海道告示第1564号

留萌開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法 (昭和24年法律第188

号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成13年9月14日

北海道知事 堀 達也

- 1 作業種類 公共測量(3・4級基準点)
- 2 作業期間 平成13年7月27日から10月25日まで
- 3 作業地域 苫前町

北海道告示第1565号

石狩川開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成13年9月14日

北海道知事 堀 達也

- 1(1) 作業種類 公共測量(管内河川改修計画平面図作成)
- (2) 作業期間 平成13年8月22日から平成14年3月20日まで
- (3) 作業地域 札幌市ほか

- 2(1) 作業種類 公共測量(管内河川縦横断面図作成)
- (2) 作業期間 平成13年8月22日から平成14年3月18日まで

北海道知事 堀 達也

(3) 作業地域 札幌市、江別市

北海道告示第1566号

函館開発建設部長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による通知があった。

平成13年9月14日

北海道知事 堀 達也

- 1 作業種類 公共測量(3級基準点測量)
- 2 作業期間 平成13年6月22日から8月10日まで
- 3 作業地域 熊石町

北海道告示第1567号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年9月14日

北海道知事 堀 達也

報 告 公 開 規 則

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、区域及び縦覧場所 路線 名 区 間

変更前後の別

敷地の幅員 延 長 国道等との重複区間 縦 覧 場 所

岩見沢桂沢線 三笠市唐松青山町443番1地先から
三笠市唐松青山町441番1地先まで

北海道札幌土木現業所

前

14.97mから
27.00mまで

620.00m

—

—

後

14.97mから
27.00mまで

620.00m

—

—

開発茶志内線

美幌市字茶志内3099番29地先から
美幌市字茶志内5150番地先まで

前

5.50mから
23.39mまで

1,448.93m

—

同

後

13.00mから
59.40mまで

1,448.93m

—

—

芦 別 赤 平 線

赤平市百戸町東1丁目49番1地先から
赤平市工ル△町2番1地先まで

前

14.00mから
28.00mまで

742.00m

—

同

恵庭栗山線	夕張郡長沼町1092番8地先から 夕張郡長沼町1090番1地先まで	後前	14.00mから 62.00mまで	755.00m	—	北海道札幌土木現業所
美和豊浦停車場線	虻田郡豊浦町字浜町29番20地先から 虻田郡豊浦町字海岸町10番3地先まで	後前	14.00mから 62.00mまで	793.00m	—	北海道室蘭土木現業所
和寒鷹栖線	上川郡鷹栖町6615番地先から 上川郡鷹栖町238番11地先まで	後前	19.00mから 56.00mまで	794.00m	—	北海道旭川土木現業所
東川東神楽旭川線	上川郡東神楽町字東神楽39番54地先から 上川郡東神楽町字東神楽30番6地先まで	後前	21.75mから 24.37mまで	134.82m	—	北海道旭川土木現業所
夕張新得線	勇払郡占冠村国有林2666林班地先(河川敷地)から 勇払郡占冠村国有林2666林班地先	後前	21.75mから 26.45mまで	134.82m	—	北海道旭川土木現業所
雨竜旭川線	上川郡鷹栖町3035番23地先から 上川郡鷹栖町5815番3地先まで	後前	21.75mから 21.50mまで	47.13m	—	同
		後	20.76mから 21.50mまで	47.13m	—	同
		後	23.20mから 19.46mまで	173.49m	—	同
		後	15.07mから 18.00mまで	425.00m	—	同
		後	14.97mから 15.21mまで	425.00m	—	同
		後	13.04mから 39.00mまで	141.53m	—	同
		後	29.00mから 99.50mまで	251.50m	—	同
		後	10.90mから 14.54mまで	623.00m	—	同
		後	10.90mから 14.54mまで	623.00m	—	同
		後	16.38mから 28.10mまで	582.33m	—	同

北海道告示第1568号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年9月14日

北海道知事 堀 達也

北海道知事 堀 達也

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 白老大滝線
- 3 道路の区域 区

変更前 後の別 敷地の幅員 延 長 国道等との重複区間

有珠郡大滝村字三階滝244番30地先から有珠郡大滝村字三階滝177番1地先（河川敷地）まで

前 10.50mから 36.00mまで 988.00m

後1 10.50mから 74.33mまで 988.00m

後2 10.50mから 74.33mまで 976.00m

北海道告示第1569号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年9月14日

北海道知事 堀 達也

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 和寒鷹栖線
- 3 道路の区域 区

変更前 後の別 敷地の幅員 延 長 国道等との重複区間

上川郡鷹栖町7291番地先から上川郡鷹栖町7310番地先まで

前 15.35mから 17.40mまで 138.91m

後 23.25mから 28.04mまで 138.91m

北海道告示第1570号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定に基づき聴聞を次のとおり行うこととしたので、同条第2項において準用する同法第16条の15第3項の規定により公示する。

平成13年9月14日

- 1(1) 聴聞の期日 平成13年10月11日 午前10時から
- (2) 聴聞の場所 札幌市中央区北3条西7丁目 石狩支庁4階中会議室
- (3) 被聴聞者の住所、商号又は名称及び氏名 札幌市中央区北32条西3丁目3番25号

ア 住 所 札幌市中央区北32条西3丁目3番25号

イ 商号又は名称 日本共同開発株式会社

ウ 代表者氏名 代表取締役 高橋 喜成

- 2(1) 聴聞の期日 平成13年10月11日 午前11時から
- (2) 聴聞の場所 札幌市中央区北3条西7丁目 石狩支庁4階中会議室
- (3) 被聴聞者の住所、商号又は名称及び氏名 札幌市中央区南2条西2丁目7番地

ア 住 所 札幌市中央区南2条西2丁目7番地

イ 商号又は名称 丸友サービス株式会社

ウ 代表者氏名 代表取締役 加藤 康雄

公 報

北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）に基づき知事表彰の受賞者を次のとおり決定した。

平成13年9月14日

北海道知事 堀 達也

北海道社会貢献賞	氏名又は団体名	功績の内容
市(区)町村名	枝 幸 町	自然保護功労
	旭 川 市	同
	阿 寒 町	同
	同	同
	同	同

公 報

北海道地域総合整備資金貸付要綱（平成2年3月19日公告）の一部を次のとおり改正した。

平成13年9月14日

北海道知事 堀 達 也

附則第2項中「平成13年3月31日」を「平成14年3月31日」に改める。

附 則

この要綱は、平成13年9月14日から施行する。

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成13年9月14日

北海道知事 堀 達 也

1 業務概要

(1) 業務名 今後成長が見込めるサービス産業の現状と将来展望に関する調査業務

(2) 業務内容 本道においてこれまで成長を牽引してきたサービス分野及び今後成長が見込めるサービス分野の市場規模や当該分野の事業者の取組事例及び雇
用者等に関する現状についての調査及び分析と、今後成長が見込めるサ
ービス分野の将来規模の予測業務を委託する。

(3) 履行期限 平成14年3月中旬～下旬

(委託期間：契約締結日から5か月間)

2 参加資格及び特定基準

(1) プロポーザルの提出者に要求される資格

- ア 経営状況、経営規模において契約の履行に支障がないこと。
- イ 道内に営業拠点を有する営利法人であること。
- ウ サービス産業に関する知識があり、調査・分析能力を有すること。
- エ 事業の実施に伴う新規の雇用及び就業機会の創出に係る労務費の割合が原則として25%以上を確保できること。

(2) プロポーザルの特定基準

- ア 調査企画内容 調査対象選定方法の妥当性、調査項目の有用性、調査分析及び将来展望の的確性
- イ 業務実施体制・スケジュール
- ウ 雇用条件 新規雇用の可能性等

3 手続等

(1) 担当部局

郵便番号 060 - 85888 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道経済部産業振興課新産業推進係

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 26 - 218

フラクシミリ 011 - 232 - 4112

(2) プロポーザル説明書の交付期間、場所及び方法

平成13年9月14日（金）から20日（木）まで
（土曜日及び日曜日は除く。交付時間は午前9時から午後5時まで）
交付場所は、(1)に同じ。

(3) 参加表明書の受領期限及び提出場所

平成13年9月21日（金）午後5時
提出場所は、(1)に同じ。

持参 郵送（書留郵便に限る。）又は電送すること。

(4) プロポーザルの受領期限、提出場所及び方法

平成13年9月28日（金）午後5時
提出場所は、(1)に同じ。

持参すること。

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本円
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 関連情報入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (4) プロポーザルに関するヒアリングを必要に応じて行う。
- (5) 評価はプロポーザル説明書によること。

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、平成13年9月3日石狩後志海区における定置漁業について、次のとおり免許した。

なお、免許の内容たるべき事項、制限又は条件及び存続期間は、平成13年7月27日北海道告示第1292号で告示したとおりである。

平成13年9月14日

北海道知事 堀 達 也

免 許 番 号 漁 業 権 者 の 住 所 及 び 氏 名
鳥小さけ定第17号 鳥牧郡鳥牧村字栄浜139番地 藤谷 功

取 上 部 長

北海道後志支庁告示第6号

<p>(3) 納入期日 平成14年3月15日</p> <p>(4) 納入場所 北海道後志支庁長の指定する場所</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。</p> <p>(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。</p> <p>3 契約条項を示す場所 北海道後志支庁総務部会計課 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目</p> <p>4 入札執行の場所及び日時</p> <p>(1) 入札場所 北海道後志支庁 2階講堂 郵便番号 044 - 8588</p> <p>(2) 入札日時 平成13年10月26日 午後2時(郵送による場合は、必着)</p> <p>(3) 開札場所 (1)と同じ。</p> <p>(4) 開札日時 (2)と同じ。</p> <p>5 入札保証金</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。))相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。</p> <p>(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。</p> <p>6 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 交付場所 北海道後志支庁総務部会計課 郵便番号 044 - 8588 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 電話番号 0136 - 22 - 1111 内線 2225</p> <p>(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。</p> <p>7 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。</p> <p>8 契約書作成の要否</p> <p>9 その他</p> <p>(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p>	<p>(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い</p> <p>ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。</p> <p>(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p> <p>ア 名称 北海道後志支庁総務部会計課</p> <p>イ 所在地 郵便番号 044 - 8588 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 電話番号 0136 - 22 - 1111 内線 2225</p> <p>(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。</p> <p>(6) この入札の執行は、公開する。</p> <p>(7) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>10 Summary</p> <p>A Nature and quantity of the products to be procured :</p> <p>(1) Hose Irrigation System with Reel for winding (Gravity Pressure) Dia. 50mm Water supply Pipe Length = 250m 1</p> <p>(2) Hose Irrigation System with Reel for winding (Pumping Pressure) Dia. 50mm Water supply Pipe Length = 250m 1</p> <p>(3) Gate valve 64 112</p> <p>(4) Pvc water discharge hose Dia. 50mm L = 3m 112</p> <p>(5) Pvc water discharge hose Dia. 50mm L = 5m 51</p> <p>(6) Pvc water discharge hose Dia. 50mm L = 10m 29</p> <p>(7) Pvc water discharge hose Dia. 50mm L = 15m 23</p> <p>(8) Pvc water discharge hose Dia. 50mm L = 20m 54</p> <p>(9) Pvc water discharge hose Dia. 50mm L = 25m 26</p> <p>(10) Filter with Pressure Regulator Dia. 50mm Screen strainer type 46</p> <p>(11) Hydrometers auto stop valve Dia. 50mm 14</p> <p>(12) Liquid fertilizer mixer Dia. 40mm 13</p>
--	---

- (13) Liquid fertilizer mixer Dia. 50mm 9
- (14) Surface Rolling Water Intake Hose For Spray Tube (Sprinkling) Dia. 25mm 351
- (15) Surface Rolling Water Intake Hose For Drip Tube (Dripping)
Dia. 25mm × 15mm 34
- (16) Double branched pipe set on ground 71
- (17) Triple branched pipe set on ground 80
- (18) End plug for P. E. pipe Dia. 50mm 31
- (19) P. E. joint (P. E. female to machino female) for hose Dia. 50mm 121
- (20) P. E. joint (P. E. male to machino male) for hose Dia. 50mm 87
- (21) "L" 90° Shape joint for hose Dia. 50mm 22
- (22) Double branched joint with Gate valve Dia. 50mm 24
- (23) Triple branched joint with Gate valve Dia. 50mm 2
- (24) Quick coupling hose joint machino style (Reducing joint)
Dia. 50mm (Female) × 40mm (Male) 13
- (25) Quick coupling hose joint machino style (Reducing joint)
Dia. 40mm (Female) × 50mm (Male) 13
- (26) Quick coupling hose joint machino style (Reducing joint)
Dia. 50mm (Female) × 65mm (Male) 7
- (27) Quick coupling hose joint machino style (Reducing joint)
Dia. 65mm (Female) × 50mm (Male) 7
- (28) Special perforated irrigation tube Dia. 25mm L = 105m 14
- (29) Irrigation tube reel for Dia. 25mm (Spray type) Electric motor winding 262
- (30) Irrigation tube reel for Dia. 25mm (Spray type) Manual winding 4
- (31) Irrigation tube automatic winding machine for Dia. 25mm (Spray type) 5
- (32) Irrigation tube winding machine for Dia. 25mm (Spray type)
Manual winding 1
- (33) Irrigation tube winding machine for Dia. 17mm (Dripping type)
Manual winding 1
- (34) Special perforated irrigation hose Dia. 50mm L = 50m 7
- (35) Special perforated irrigation hose Dia. 50mm L = 100m 21
- (36) Special perforated irrigation hose Dia. 50mm L = 200m 7
- (37) Irrigation hose winding machine (Dia.50mm) Manual winding 25
- (38) Irrigation tube (Multi-pore)(Dripping type) Dia. 17mm 15cm pitch Length 200m Roll 32
- (39) End plug for Irrigation tube (Dripping type) Dia. 17mm 108

B Bid tendering date and time : 2 : 00 PM, October 26, 2001.
C Contact : Accounting Division, General Affairs Department, Shiribeshi Subprefectural Office, Hokkaido Government, Kita 1-Jo Higashi 2-Chome, Kutchan-City, Abuta-Gun, Hokkaido, Post code 044-8588, Japan, Tel 0136-22-1111 Ext. 2225

投票券印刷依頼告示

北海道選挙管理委員会告示第113号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項、第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項の規定により、平成13年9月2日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1及び3分の1の数は、次のとおりである。

平成13年9月14日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

1	選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1及び3分の1の数	50分の1の数	92,039	3分の1の数	1,533,984
2	北海道議会議員の選挙区域内の選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数	石狩支庁所管区域	22,406	札幌市厚別区	33,678
		渡島支庁所管区域	47,440	札幌市豊平区	55,968
		檜山支庁所管区域	15,091	札幌市清田区	27,867
		後志支庁所管区域	30,833	札幌市南区	41,597
		空知支庁所管区域	54,747	札幌市西区	54,775
		上川支庁所管区域	30,167	札幌市手稲区	35,451
		留萌支庁所管区域	10,280	函館市	78,336
		宗谷支庁所管区域	9,802	小樽市	41,958
		網走支庁所管区域	41,642	旭川市	98,391
		胆振支庁所管区域	19,171	室蘭市	28,888
		日高支庁所管区域	22,948	釧路市	51,658
		十勝支庁所管区域	50,186	帯広市	46,115
		釧路支庁所管区域	22,469	北見市	29,759
		根室支庁所管区域	13,827	岩見沢市	22,790
		札幌市中央区	49,827	網走市	11,250
		札幌市北区	70,273	留萌市	7,746
		札幌市東区	67,222	小牧市	45,433
		札幌市白石区	54,409	稚内市	11,793

美 唄 市	8,523	滝 川 市	12,666
江 別 市	31,849	深 川 市	7,484
紋 別 市	7,637	富 良 野 市	6,917
士 別 市	6,371	登 別 市	15,050
名 寄 市	7,383	恵 庭 市	16,928
根 室 市	8,926	伊 達 市	9,758
千 歳 市	23,103	北 広 島 市	15,208

50分の1の数	12,114
3分の1の数	201,897
北海道警察釧路方面本部管轄区域	
50分の1の数	11,591
3分の1の数	193,180
北海道警察北見方面本部管轄区域	
50分の1の数	5,418
3分の1の数	90,288

北海道選挙管理委員会告示第114号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成13年9月14日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

(平成13年7月分)

政党の支部で あるか否かの別 政治団体の名称 主たる事務所 の所在地 代表者の氏名 会計責任者の名 届出先

否	熊谷あきふみ後援会	札幌市白石区中央1条7丁目16番43号	熊谷川 明史	白井 隆三	事務局
同	北海道経済政策研究所	同 中央区北3条東2丁目 中西ビル	石川 孝一	林 井 寿晴	同
同	澤田義春後援会	積丹郡積丹町大字美国町字大沢249番地	久米田 俊良	澤田 塚松	後志支所
同	伊達忠一赤平後援会	赤平市錦町1丁目3番地	杉本 山耕	浜谷 春一	空知支所
同	熊田庄一と朝日の森林を創る会	上川郡朝日町字中央	丸山 達住	大久保 貞江	上川支所
同	佐藤まさる連合後援会	同 風連町字東風連3000番地	安藤 野勝	同 菅 和	同
同	佐藤まさるを育てる会	同	大上 野夫	田原 和一	同
同	たじま範宣後援会	同 大町30-3	上安 口秀	菅井 信榮	同
同	日根野正敏後援会	同 中央901番地	安村 順竹	類宮 野小	網走支所
同	森和正後援会	同 宗谷郡猿払村鬼志別南町	沖崎 丸貞	下崎 泉正	日高支所
同	堀米克雄後援会	同 常呂郡佐呂間町字浜佐呂間	丸島 貞昭	東 憲光	同
同	安田一彦後援会	同 若里16-1	中島 吉理	角 高有	同
同	伊達忠一門別町後援会	沙流郡門別町富川北4丁目164-2	吉屋 東憲	高 有 高	同
同	だて忠一清水町後援会	上川郡清水町本通4丁目20番地	越前 賢正	高 有 高	同
同	東光塾	帯広市西1条7丁目			同
同	高橋一彦後援会	釧路市南浜町1番13号			釧路支所
同	くまがい雅史を囲む会	根室市弥栄町2丁目3番地			根室支所
同	いからし寛後援会	同 本町2丁目5番地			同

自由民主党厚真支部	代表者の氏名	森田正司	幅田栄佐久	胆振支所
同	会計責任者の氏名	高田守	大西英松	同
政治結社連心会	主たる事務所の所在地	室蘭市八丁平4丁目22番2号	室蘭市八丁平4丁目22番12号	同
かさばら求後援会	代表者の氏名	佐藤 昶	成田弘幸	十勝支所
中川昭一忠類村後援会	主たる事務所の所在地	広尾郡忠類村438	広尾郡忠類村東宝	同
同	代表者の氏名	菅原長悦	大坂喜久雄	同
自由民主党阿寒支部	会計責任者の氏名	早坂勝則	木村邦雄	釧路支所
自由民主党弟子屈支部	主たる事務所の所在地	川上郡弟子屈町美里4丁目8番20号	川上郡弟子屈町中央2丁目2番13号	同
同	代表者の氏名	松岡 悟	嶋田 稔	同
同	会計責任者の氏名	長島弘子	丹野道久	同
明日を拓く21世紀の会	代表者の氏名	鹿野昇	中笠村一明	同
同	会計責任者の氏名	遠藤 浩	笠間 勝二	同
高橋一彦後援会	代表者の氏名	高橋 一彦	守屋 憲二	同
東北北海道開発懇話会	主たる事務所の所在地	厚岸郡厚岸町梅香町1丁目76	厚岸郡厚岸町真栄町1	同
同	会計責任者の氏名	遠藤 浩	宮原 文憲	同
藤原厚俊援会	主たる事務所の所在地	釧路市鳥取大通1丁目8番6号	釧路市鳥取南2丁目1番47号	同
同	会計責任者の氏名	西村 謙次	高田 吉雄	同
中林すなおと歩む会	政治団体の名称	中林すなおと歩む会	中林すなおと仲間達	根室支所

北海道選挙管理委員会告示第116号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成13年9月14日

政治団体の名称	代表者の氏名	解散の年月日	届出先
田島順逸後援会	惣 万 優	平13. 6.30	宗谷支所

北海道選挙管理委員会告示第117号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の指定届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成13年9月14日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

（平成13年7月分）

資金管理団体の届出をした者	資 金	管 理	団 体	届 出 先
氏 名	職 種	政治団体の名称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	代表者の氏名
熊谷明史	参議院議員	熊谷あきふみ後援会	札幌市白石区中央1条7丁目16番43号	熊谷明史
佐藤 勝	風連町議会議員	佐藤まさるを育てる会	上川郡風連町字東風連3000番地	佐藤 勝
				事務局 上川支所

高橋一彦 釧路市議会議員 高橋一彦後援会 釧路市南浜町1番13号 高橋一彦 釧路支所

北海道選挙管理委員会告示第118号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のと

おり公表する。
平成13年9月14日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋康之
(平成13年7月分)

資金管理団体の届出事項の異動届出をした者氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	所在地	新異動内容	旧内容	届出先
伊達寿之	当別町長	伊達寿之連合後援会	主たる事務所の所在地	石狩郡当別町北栄町37番地16	石狩郡当別町園生5017番地7	石狩支所	石狩支所
藤原厚靖	釧路市議会議員	藤原厚後援会	同	釧路市鳥取大通1丁目8番6号	釧路市鳥取南2丁目1番47号	釧路支所	釧路支所
若狭	厚岸町長	東北北海道開発懇話会	同	厚岸郡厚岸町梅香町1丁目76	厚岸郡厚岸町真栄町1	同	同